

介護保険負担限度額認定申請について

介護保険施設サービスを利用したときの「食費」と「居住費等」は自己負担が原則ですが、申請により負担額の一部が介護保険から支給されます。申請手続きはご本人、ご家族のほか施設職員やケアマネージャーに委任することができます。

【対象となる方（次の(1)から(3)の要件全てを満たしている方）】

(1) 市民税非課税世帯の方（別居の配偶者も非課税の方）

※年金受給者以外の世帯員が税の申告をしていない場合は、申告を済ませてください。

（収入が無い場合もその旨の申告が必要です）

(2) 滞納による給付制限を受けていない方

(3) 預貯金が基準額以下の方

利用者負担段階区分	収入要件	預貯金等の資産要件
第1段階	生活保護受給者	1,000万円（夫婦2,000万円）
第2段階	年金収入等82.65万円以下	650万円（夫婦1,650万円）
第3段階①	年金収入等82.65万円超120万円以下	550万円（夫婦1,550万円）
第3段階②	年金収入等120万円超	500万円（夫婦1,500万円）

※ 年金収入等は公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他合計所得金額です。

※ 第2号被保険者（40歳から64歳の方）は1,000万円（夫婦2,000万円）以下です。

【必要書類】

・介護保険負担限度額認定申請書

・同意書（申請書の裏面）

・本人及び配偶者名義の通帳等の写し

※①銀行名、口座番号、名義人等が記載してあるページ

②最終残高と2か月程度の明細が記帳されたページが必要です。

※複数の口座がある場合は、残高のあるすべての口座の写しが必要です。

【注意事項】

1. 預貯金は本人、配偶者のすべての口座が申告対象です。

・申告の対象は年金口座ではありません。定期預金、投資信託、タンス預金も対象となります。

預貯金は、目的・用途を問わず申告の対象です。

・未申告の口座があり、基準を超過する場合は加算金の対象となります。

（申告した口座以外も金融機関に対し随時照会を行います。）

・負債（借入金、住宅ローン等）がある場合は預貯金から差し引きますので、借入証書等を添付してください。

2. 通帳は記帳してください。

・通帳は記帳し、明細が追加されない場合は、【入出金履歴がない】ことと【確認日】を追記してください。

3. 申請後に資産が超過した場合は再度申請してください。

・発行される負担限度額認定証の有効期間は翌年7月31日迄となっていますが、期間中に資産が超過した場合は申請し認定証を返却してください。翌月から対象外となりますが、基準内となった後で再度申請いただくと対象となります。超過したまま給付を受け続けた場合は支給額を返還していただきます。

※不正に支給を受けた場合には、介護保険法に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

